

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の 施行等に伴う関係規則及び訓令の一部改正について

1 目的

特別職非常勤職員や臨時的任用職員の任用要件の厳格化、一般職の非常勤職として新たに会計年度任用職員制度を創設するなどの規定が追加された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることから、関係規則及び訓令の改正を行うもの。

また、併せて現在不要となっている規定の削除等を行うもの。

2 改正を行う規則及び訓令

- (1) 県教育庁職員の職の設置に関する規則
- (2) 宮崎県教育研修センター管理規則
- (3) 県立図書館管理規則
- (4) 県立美術館管理規則
- (5) 宮崎県総合博物館管理運営規則
- (6) 県立西都原考古博物館管理規則
- (7) 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則
- (8) 県立高等学校管理運営規則
- (9) 県立中等教育学校管理運営規則
- (10) 県立中学校管理運営規則
- (11) 県立特別支援学校管理運営規則
- (12) 県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則
- (13) 職員の被服貸与規則
- (14) 職員服務規程
- (15) 宮崎県教育庁等職員倫理規程
- (16) 県教育庁等職員人事評価実施規程
- (17) 県立学校職員の人事評価に関する規則
- (18) 市町村立学校職員の人事評価に関する規則
- (19) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則

3 規則及び訓令の改正内容

- (1) 会計年度任用職員が創設されることに伴い、各所属において設置できる職として会計年度任用職員を追加する。
- (2) 臨時的任用職員の服務について、常勤職員と同様の取扱いとする。
- (3) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員を職員倫理規程の対象とする。
- (4) 会計年度任用職員における人事評価の実施方法は、常勤職員と別の取扱いとする。
- (5) 日々雇用職員は会計年度任用職員として任用することとなるため、日々雇用職員の記載がある箇所の削除を行う。
- (6) 不要となっている規定等の削除や軽微な文言の変更を行う。

4 施行期日

令和2年4月1日

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育庁職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県教育庁職員の職の設置に関する規則（昭和39年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条 前4条に規定する職のほか、 <u>技術員</u> を置く。 2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能</u> 又は <u>労務</u> に従事する。	第6条 前4条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。 2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務</u> 又は <u>技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県教育研修センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県教育研修センター管理規則（昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条 前条に規定する職のほか、 <u>技術員</u> を置く。 2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能</u> 又は <u>労務</u> に従事する。	第6条 前条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。 2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務</u> 又は <u>技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則（昭和63年宮崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(その他の職)</p> <p>第9条 前条に規定する職のほか、<u>図書館に、技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能又は労務</u>に従事する。</p>	<p>(その他の職)</p> <p>第9条 前条に規定する職のほか、<u>必要に応じ、会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務又は技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立美術館管理規則の一部を改正する規則

県立美術館管理規則（平成 7 年宮崎県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(その他の職)</p> <p>第 5 条 前条に規定する職のほか、<u>美術館</u>に、必要に応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(その他の職)</p> <p>第 5 条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則（昭和46年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第6条 前条に規定する職のほか、 <u>技術員</u> を置く。 2 <u>技術員</u> は、上司の命を受けて、 <u>技能</u> 又は <u>労務</u> に従事する。	第6条 前条に規定する職のほか、 <u>必要に応じ、会計年度任用職員</u> を置く。 2 <u>会計年度任用職員</u> は、上司の命を受けて、 <u>事務</u> 又は <u>技術</u> に従事する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則

県立西都原考古博物館管理規則（平成15年宮崎県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(その他の職)</p> <p>第 4 条 前条に規定する職のほか、<u>西都原考古博物館</u>に、必要に応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(その他の職)</p> <p>第 4 条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u>を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県埋蔵文化財センター管理規則（平成 8 年宮崎県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(その他の職)</p> <p>第 6 条 前条に規定する職のほか、<u>埋蔵文化財センター</u>に必要に 応じ、<u>技術員</u>を置く。</p> <p>2 <u>技術員</u>は、上司の命を受けて、<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(その他の職)</p> <p>第 6 条 前条に規定する職のほか、必要に応じ、<u>会計年度任用職員</u> を置く。</p> <p>2 <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事 する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則 第 一 号

県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立高等学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>実習教師</u>、<u>実習助手</u>、<u>寄宿舎指導員</u>、<u>事務副主幹</u>、<u>事務主査</u>、<u>主任主事</u>、<u>主事</u>、<u>技術主査</u>、<u>主任技師</u>、<u>技師</u>又は<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>技術員</u>は、上司の命を受け<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第50条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、<u>養護教諭</u>、<u>栄養教諭</u>、<u>実習教師</u>、<u>実習助手</u>、<u>寄宿舎指導員</u>、<u>事務副主幹</u>、<u>事務主査</u>、<u>主任主事</u>、<u>主事</u>、<u>技術主査</u>、<u>主任技師</u>、<u>技師</u>又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第51条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受け、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立中等教育学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中等教育学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>技術員</u>は、上司の命を受け<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、寄宿舎指導員、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受け、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立中学校管理運営規則（平成18年宮崎県教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師又は技師を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p>	<p>(職員)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、<u>技師又は会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第40条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) <u>会計年度任用職員は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則 第 号

県立特別支援学校管理運営規則の一部を改正する規則

県立特別支援学校管理運営規則（平成14年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>技術員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>技術員</u>は、上司の命を受け<u>技能</u>又は<u>労務</u>に従事する。</p>	<p>(職員)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 学校に、前項のほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習教師、実習助手、事務副主幹、事務主査、主任主事、主事、技術主査、主任技師、技師又は<u>会計年度任用職員</u>を置くことができる。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(職務)</p> <p>第50条 前条に規定する職員の職務は、他に特別の定めがある場合のほか、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(19) [略]</p> <p>(20) <u>会計年度任用職員</u>は、上司の命を受け、<u>事務</u>又は<u>技術</u>に従事する。</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

県立宮崎海洋高等学校実習船乗組員の職の設置に関する規則（昭和42年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 前条に規定する乗組員の職として、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>技術員 上司の命を受けて、技能又は労務に従事する。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項第1号から第6号までに掲げる職は、<u>技術職員をもって充て、同項第7号に掲げる職は、教員、事務職員及び技術職員以外の職員をもって充てる。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 第3条前段の規定にかかわらず、当分の間、<u>第2条第1項第1号から第6号までに掲げる職は、技術職員以外の職員をもって充てることができる。</u></p>	<p>第2条 前条に規定する乗組員の職として、次の各号に掲げる職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>第3条 前条第1項各号に掲げる職は、<u>技術職員をもって充てる。</u></p> <p>附 則</p> <p>2 第3条の規定にかかわらず、当分の間、<u>第2条第1項各号に掲げる職は、技術職員以外の職員をもって充てること</u>ができる。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

職員の被服貸与規則の一部を改正する規則

職員の被服貸与規則（昭和48年宮崎県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後			
(目的)		(目的)			
第1条 この規則は、職員（ <u>臨時的任用職員を除く。以下同じ。</u> ）の職務の遂行上必要な被服の貸与等について必要な事項を定めることを目的とする。		第1条 この規則は、職員の職務の遂行上必要な被服の貸与等について必要な事項を定めることを目的とする。			
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）			
勤務する機関	職員の範囲	貸与品の種類	数量	貸与期間	
	職員				
[略]		[略]			
県立学校（共通）	[略]	[略]	[略]	[略]	
	寄宿舎指導員 <u>技術員</u> （他に被服を貸与される職員及び専ら事務室内での業務に従事する職員を除く。）	[略]	[略]	[略]	寄宿舎指導員 <u>会計年度任用職員</u> （他に被服を貸与される職員及び専ら事務室内での業務に従事する職員

	技術員（農業実習に従事する職員に限る。）	[略]		
	技術員（炊事業務に従事する職員に限る。）	[略]		
特別支援学校	[略]		特別支援学校	[略]
	技術員（介助業務に従事する職員に限る。）	[略]	会計年度任用職員（介助業務に従事する職員に限る。）	[略]
[略]				[略]

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員服務規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁
各 出 先 機 関
各 教育機関（県立学校を除く。）

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（平成18年宮崎県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する者（<u>臨時又は非常勤の職を除く。</u>）をいう。</p> <p><u>(履歴書)</u></p> <p>第5条 職員は、採用時に教育政策課長に提出した履歴書に記載した氏名又は本籍に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第1号）により、所属長を経由して教育政策課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、教育委員会事務局及び学校以外の教育機関に勤務する者（<u>非常勤の職にある者を除く。</u>）をいう。</p> <p><u>(履歴事項の変更)</u></p> <p>第5条 職員は、採用時に教育政策課長に提出した履歴書に記載した氏名に変更を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（別記様式第1号）により、所属長を経由して教育政策課長に届け出なければならない。当該届出事項に変更を生じたときも、同様とする。</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁

各出先機関

各教育機関

宮崎県教育庁等職員倫理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教育庁等職員倫理規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定義等) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であつて、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務するものをいう。 <u>ただし、臨時又は非常勤の職にある者を除く。</u>	(定義等) 第2条 この訓令において、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員であつて、宮崎県教育庁及び教育機関に勤務するものをいう。
2～7 [略]	2～7 [略]

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和2年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会訓令第 号

本 庁
各 出 先 機 関
各 教 育 機 関 (県 立 学 校 を 除 く 。)

県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年宮崎県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第10条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県教育庁及び学校以外の教育機関の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u></p> <p>第10条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規程の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第11条 [略]</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県立学校の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、<u>昭和25年法律第261号</u>に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第9条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 県立学校の職員（以下「職員」という。）の人事評価については、<u>昭和25年法律第261号</u>。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>(会計年度任用職員の人事評価)</u></p> <p>第9条 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規則の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第10条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の人事評価に関する規則（平成28年宮崎県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第44条の規定に基づき、市町村の教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>第 9 条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第44条の規定に基づき、市町村の教育委員会が行う県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第 135号）第 1 条に規定する職員をいう。以下「職員」という。）の人事評価については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p> <p><u>（会計年度任用職員の人事評価）</u></p> <p>第 9 条 <u>法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の人事評価については、この規則の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、別に定める。</u></p> <p>第10条 [略]</p>

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 日 隈 俊 郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部を改正する規則

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p>(9) 県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員（<u>日</u>々雇用の<u>単純労働職員を除く。</u>）の任免<u>その他の人事に関する</u>こと。</p> <p>(10)～(30) [略]</p>	<p>(教育長への委任)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(8)の2 [略]</p> <p>(9) 県立学校及び市町村立学校（幼稚園を除く。）の職員の任免<u>その他の人事に関する</u>こと。</p> <p>(10)～(30) [略]</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。